

三田市長 森哲男様
三田市健康福祉部長 高見智也様
三田市健康福祉部障害福祉課長 中田昌彦様

障害者男性監禁事件に関する質問と要望

2018年4月12日

社団法人自立生活センター三田・代表

吉田みち

リメンバー 7.26 神戸アクション・呼びかけ人
[REDACTED]

前略 平素、障害者の福祉のためにご尽力くださり感謝申し上げます。

私たちは、三田市および神戸市において障害者の権利擁護のために活動する当事者団体の者たちです。三田市内で障害を持つ42歳の男性が父親によって20年以上監禁されていた事件について、質問と要望を差し上げますのでご回答くださいますようお願いいたします。

質問

1. 市障害福祉課が、この男性の状況について福祉関係者からの相談を1月16日に受けながらも18日まで訪問を延ばしたのはなぜですか。
2. 1月18日に監禁状態を目撃し実態を把握してもなお、警察への通報、病院への救急搬送などを行うことなく、22日にはじめて病院に同行するまで時間を置いたのはなぜですか。
3. 実態を把握してから2月22日までの間、警察への通報をしなかったのはなぜですか。
4. その後3月8日までの間、過去の応談の記録の確認をしなかったのはなぜですか。
5. 1月18日から22日の間に被害者の施設入所が決められた際、当人の意向確認はどのようにして行われましたか。また、グループホーム・ショートステイ等他の選択肢は示されましたか。
6. 被害者男性の今後の地域移行支援の進め方についてどう考えていますか。

7. 20年以上前の応談記録に監禁・虐待の記録はなかったのですか。もしなかったのなら、把握できなかったのはなぜですか。
8. 20年以上前の応談時点で容疑者が被害者男性を施設に入れたいと希望していたとの報道がありますが、それは記録されていないのですか。
9. 4月9日の会見で、20数年前の対応、今年明けからの対応のいずれについても問題なしとした高見智也健康福祉部長の見解の根拠は何ですか。
10. 神戸新聞の記事によると、森哲男市長は取材に対し「20年前はまだ障害者の人権を尊重する法律が整っておらず、実態が見過ごされていたのではないか。」と答えています。しかし、1960年施行の知的障害者福祉法をはじめ、当時の時点で障害者の実情の把握と必要な情報・サービスの提供を義務付ける法律は整備されていました。この発言をした市長の認識についてご説明ください。
11. 同様の悲劇が繰り返されないために、市はどのような改善策を図ろうとしていますか。また、報道によって伝えられる検証のための第三者委員会の人選をどのような方法によって行おうとしていますか。

12.

要望

1. 障害者の支援・救済という目的で、また事件への対応を目的として、洲本5人殺害事件への対応として導入された兵庫県の精神障害者継続支援体制、相模原障害者殺傷事件への対応として国会に上程された精神保健福祉法改正案のような障害者の人権の制限・監視の強化を行わないでください。
2. 同様に、今後の施策の検討において、障害者の支援・救済の手段として施設入所のみを前提としないでください。また、支援において障害者本人の意向確認作業を必ず行うことを明記してください。
3. 事件の検証のための第三者委員会招集において、また障害者施策の策定・実施の全段階において、障害者権利擁護に携わる障害当事者をその中心に据えてください。
4. 市長・市議会議員・市職員が障害者権利条約および障害者の権利を守るための国内法を熟知し理解するよう徹底してください。

なお、この質問と要望に対し 5 月 / 日までに書面にてご回答くださるとともに、高見健康福祉部長様、中田障害福祉課長様からご説明を賜りたくお願いいたします。

草々